

令和3年度 第14回庁議 次第

日時：令和3年11月17日（水）

10：20～10：40

場所：6階第1・第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

- (1) 令和3年第10回沖縄県議会（11月定例会）
提出予定議案について

【資料】

- 資料1 令和3年第10回沖縄県議会（11月定例会）提出予定議案一覧表等
- 資料2 令和3年第10回沖縄県議会（11月定例会）乙号議案説明資料
- 資料3-1 令和3年度11月補正予算（案）〔その1〕説明資料
- 資料3-2 令和3年度11月補正予算（案）〔その2〕説明資料
- 資料4 令和3年度病院事業会計補正予算（案）説明資料

令和3年度 第14回庁議 出席者名簿

日時: 令和3年11月17日(水) 10:20~10:40

場所: 6階第1・第2特別会議室

NO.	部局名	代理等	職名	氏名
1			知事	玉城 デニー
2			副知事	謝花 喜一郎
3		欠席	副知事	照屋 義実
4			政策調整監	島袋 芳敬
5	企業局		企業局長	棚原 憲実
6	病院事業局		病院事業局長	我那覇 仁
7	教育庁	代理	教育管理統括監	佐次田 薫
8	警察本部	代理	警務部参事官	山内 敏雄
9	知事公室		知事公室長	金城 賢
10	総務部		総務部長	池田 竹州
11	企画部		企画部長	宮城 力
12	環境部		環境部長	松田 了
13	子ども生活福祉部		子ども生活福祉部長	名渡山 晶子
14	保健医療部		保健医療部長	大城 玲子
15	農林水産部	代理	農政企画統括監	下地 常夫
16	商工労働部		商工労働部長	嘉数 登
17	文化観光スポーツ部		文化観光スポーツ部長	宮城 嗣吉
18	土木建築部	代理	土木整備統括監	前川 智宏

令和3年第10回沖縄県議会

(11月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和3年第10回沖縄県議会(11月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分					合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)		
総務部	2 (1)	2	1	1		6 (1)	
企画部			1			1	
保健医療部			2			2	
商工労働部			3			3	
文化観光 スポーツ部		1				1	
土木建築部	1	1	6			8	
病院事業局	1	1	1			3	
公安委員会		1	1			2	
合 計	4 (1)	6	15	1	0	26 (1)	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和3年第10回沖縄県議会(11月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第19号)	総務部	先議
甲 2	予算	令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第20号)	総務部	
甲 3	予算	令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	
甲 4	予算	令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)	病院事業局	
乙 1	条例	沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例	文化観光スポーツ部	
乙 4	条例	沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	土木建築部	
乙 5	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	
乙 6	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	
乙 7	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(高度衛生管理型荷捌施設新築工事(建築1工区))	土木建築部	
乙 8	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(高度衛生管理型荷捌施設新築工事(建築2工区))	土木建築部	
乙 9	議決	訴えの提起について	商工労働部	
乙 10	議決	離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について	企画部	
乙 11	議決	損害賠償請求事件の和解等について	公安委員会	
乙 12	議決	損害賠償の額の決定について	病院事業局	
乙 13	議決	指定管理者の指定について(おきなわ工芸の杜)	商工労働部	
乙 14	議決	指定管理者の指定について(沖縄バイオ産業振興センター)	商工労働部	
乙 15	議決	指定管理者の指定について(県民広場地下駐車場)	土木建築部	
乙 16	議決	指定管理者の指定について(金武湾港宇堅海浜公園)	土木建築部	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
乙 17	議決	指定管理者の指定について(中城湾港安座真海浜公園)	土木建築部	
乙 18	議決	指定管理者の指定について(てだこ浦西駅パークアンドライド 駐車場)	土木建築部	
乙 19	議決	当せん金付証票の発売について	総務部	
乙 20	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について	保健医療部	
乙 21	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めること について	保健医療部	
乙 22	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	

令和3年第10回沖縄県議会

(11月定例会)

乙号議案説明資料

令和3年第10回沖縄県議会(11月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例	総務部	1
乙 2	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	2
乙 3	条例	沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例	文化観光スポーツ部	3
乙 4	条例	沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	土木建築部	4
乙 5	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	5
乙 6	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	6
乙 7	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(高度衛生管理型荷捌施設新築工事(建築1工区))	土木建築部	7
乙 8	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(高度衛生管理型荷捌施設新築工事(建築2工区))	土木建築部	8
乙 9	議決	訴えの提起について	商工労働部	9
乙 10	議決	離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について	企画部	10
乙 11	議決	損害賠償請求事件の和解等について	公安委員会	11
乙 12	議決	損害賠償の額の決定について	病院事業局	12
乙 13	議決	指定管理者の指定について(おきなわ工芸の杜)	商工労働部	13
乙 14	議決	指定管理者の指定について(沖縄バイオ産業振興センター)	商工労働部	14
乙 15	議決	指定管理者の指定について(県民広場地下駐車場)	土木建築部	15
乙 16	議決	指定管理者の指定について(金武湾港宇堅海浜公園)	土木建築部	16
乙 17	議決	指定管理者の指定について(中城湾港安座真海浜公園)	土木建築部	17
乙 18	議決	指定管理者の指定について(てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場)	土木建築部	18
乙 19	議決	当せん金付証票の発売について	総務部	19
乙 20	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について	保健医療部	20

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて	保健医療部	21
乙 22	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	22

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例

【議案提出の理由】

地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から一定の額を控除して得た額について免れさせる必要がある。

【議案の概要】

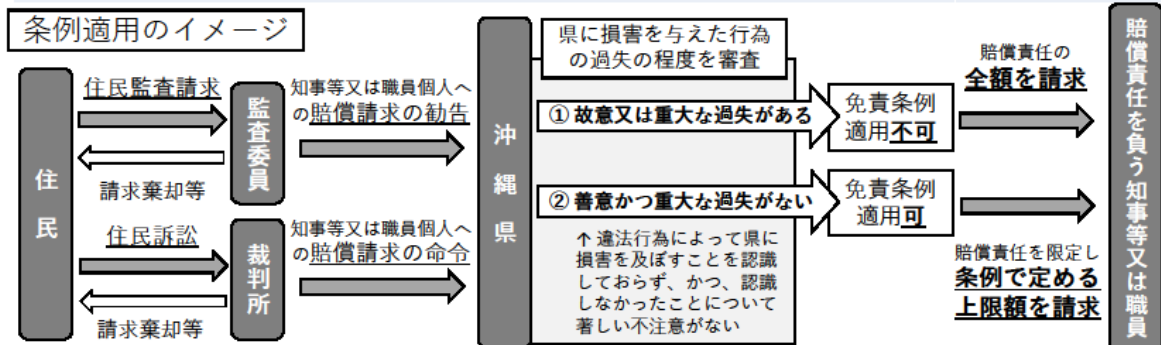
- 1 地方自治法の一部が改正され、県は、条例で、知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責について定めることができることとされた。
- 2 1を踏まえ、知事等又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して定める額を控除して得た額について免れさせる。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

【説明】

沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)の概要

地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、住民監査請求や住民訴訟等による知事等又は職員の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定める。

賠償責任の上限額	職責に応じた区分	賠償責任の上限額
知事		基準給与年額×6
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員		基準給与年額×4
人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、公営企業管理者、病院事業管理者、警察本部長		基準給与年額×2
職員（上記に掲げる職員を除く）		基準給与年額×1



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の規定を整理するとともに、額の適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 徴収根拠の改正（法令の改正に伴う）
- 2 既存の手数料の額の改定
- 3 その他所要の改正を行う
- 4 この条例は、一部の規定を除き、令和4年2月20日から施行する。

【説明】

1. 法令改正に伴う徴収根拠の改正

使用料又は手数料の名称	内容
登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等	長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度において、両制度を利用する場合は、評価機関に対しそれぞれで審査依頼・評価申請が必要とされていたが、法改正により住宅性能評価の申請に、長期使用構造等への適合確認を含めた申請が可能となることから、認定審査手数料等の徴収根拠を改める。
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等	分譲マンションについては、これまで分譲事業者から引渡しを受けた各住戸の区分所有者が維持保全を行うこととされていたが、法改正により維持保全の実施主体が、各住戸の区分所有者から管理組合へ変更となることから、認定審査手数料等の徴収根拠を改める。

2. 既存の手数料の額の改定

使用料又は手数料の名称	内容
登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等	法令改正による審査時間の増等に伴い、審査に要する手数料を改める。

提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例

【議案提出の理由】

地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償の最低責任限度額を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める。
- 2 公布の日から施行する。

【説明】

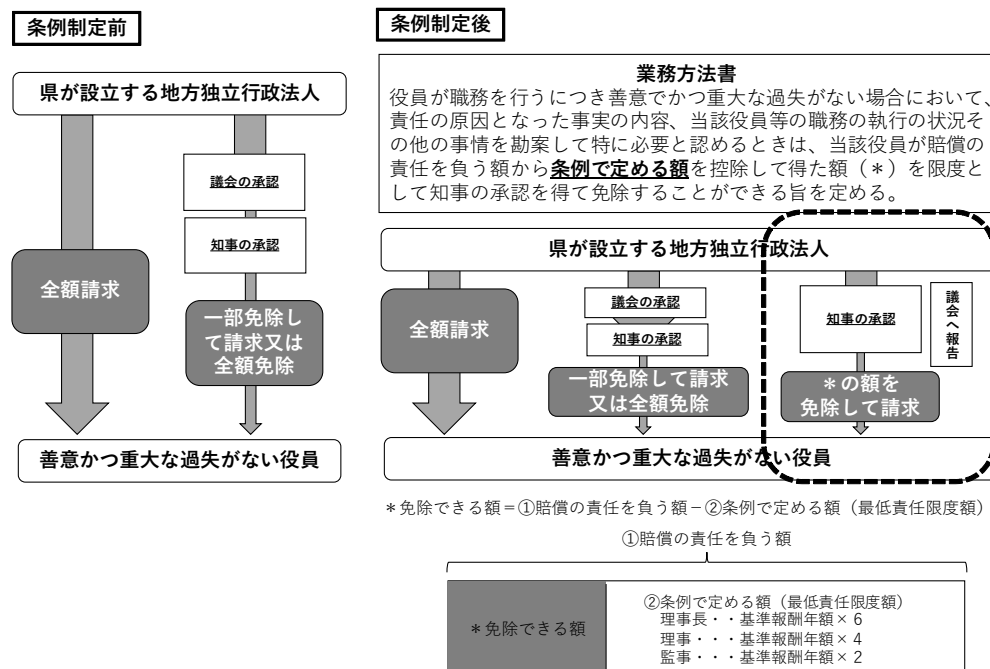
○概要

平成29年度の「地方自治法等の一部を改正する法律」により、地方独立行政法人法の一部改正が行われ、地方独立行政法人の役員は、その任務を怠ったことにより生じた損害を法人に賠償する責任を負うこと等が定められた。

損害賠償責任を一律に役員個人に求めると、役員に適切な人材が得られなくなる可能性があることから、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、法人が当該役員の損害賠償責任を一定の合理的な範囲内において免除することができるよう、地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、役員の損害賠償の最低責任限度額を定める。

○対象（県が設立する地方独立行政法人の役員）

- ・ 公立大学法人沖縄県立芸術大学の理事長、理事、監事



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

道路法及び関係政令の一部改正を踏まえ、自動運行補助施設等を設置する場合の道路の占有許可に係る占用料の徴収根拠を定めるとともに、県道を新設し、又は改築する場合における歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める等の必要がある。

【議案の概要】

1. 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 自動運行補助施設等を設置する場合の占用料の徴収根拠を定める。(別表関係)

2. 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例

(1) 交通事故の防止を図る必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加する。(第35条関係)

(2) 歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める。(第47条関係)

【説明】

1. 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 占有物件となる自動運行補助施設の例

- ・自動運行補助施設による検知の対象として設置する導線その他の線類
…電磁誘導線、磁気マーカー
- ・道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類
…QRコード標示柱
- ・その他のもの…路側カメラ

(2) 占有物件となる食事施設、購買施設その他これらに類する施設の例

- ・オープンカフェ（食事施設）やキオスク（購買施設）、案内所、休憩所等（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスを含む）



2. 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例

(1) 自動運行補助施設を交通安全施設に位置付ける。

- ・電磁誘導線による自動車位置特定
- ・磁気マーカーによる自動車位置特定



電磁誘導線



磁気マーカー

(2) 歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める。

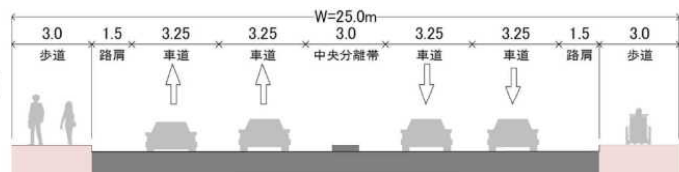
高齢者や障害者にとっても安全で使いやすい道路構造となるよう、条例に基づくバリアフリー基準に適合する構造とする。

<構造基準の内容>

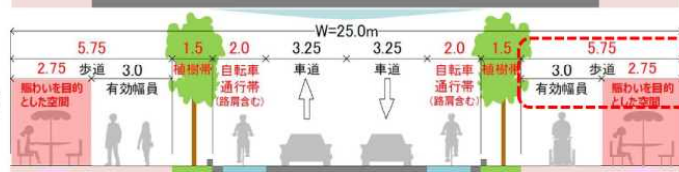
- ・歩道の有効幅員及び勾配、歩道と車道の分離、歩道の舗装等

【イメージ】

【再構築前】



【再構築後】



歩行者利便増進道路イメージ

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

産科医療補償制度の掛金について見直しが行われたことに伴い、分べん介助料の額に1児につき加算する額を改める必要がある。

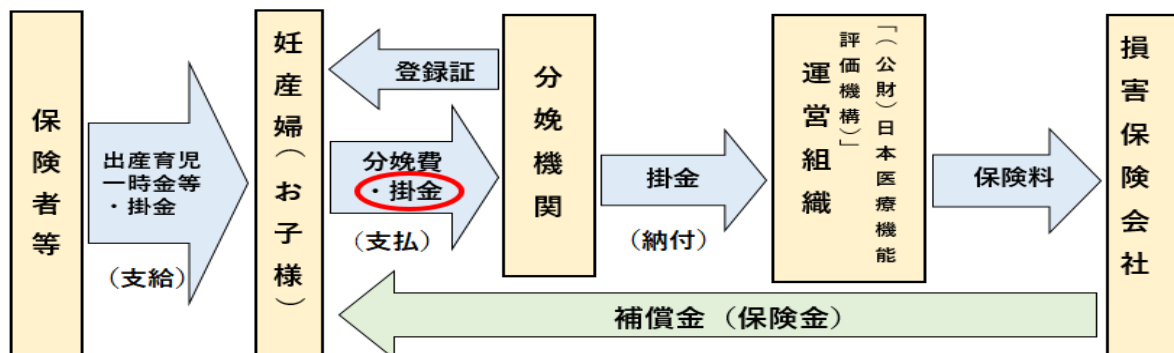
【議案の概要】

- 1 使用料として徴収する分べん介助料の額に1児につき加算する額を改める。
(別表第3関係)
- 2 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

【説明】

- 産科医療補償制度の補償対象基準や掛金等について見直しが行われ、令和4年1月1日以降に出生した児については、1分娩あたりの掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなった。

補償の仕組み



※産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的に平成21年1月より創設された制度である。

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

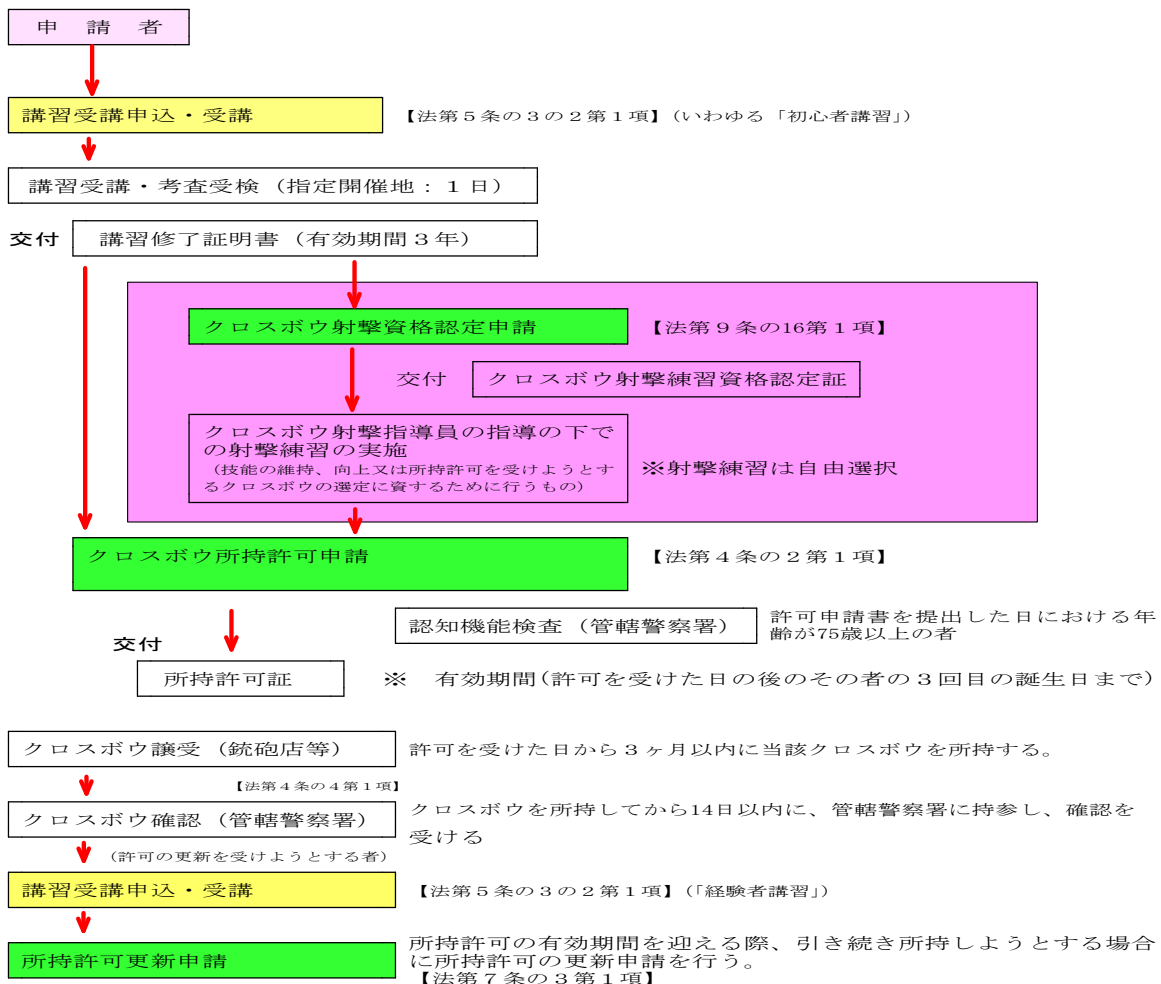
銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたことに伴い、クロスボウの所持の許可に関する事務について手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 クロスボウの所持の許可に関する事務について手数料の徴収根拠を定める。
(別表第8関係)
 - ・ 新規所持に係る申請手数料 (1件目:10,500円 2件目以降:6,700円) ・ 併記申請手数料 (1件目:6,800円、2件目以降:4,300円)
 - ・ 国際競技に参加する外国人に対する所持許可申請手数料 (1件目:3,900円 2件目以降:1,800円)
 - ・ 所持許可更新(新たな許可証の交付あり)申請手数料 (1件目:7,200円 2件目以降:4,800円)
 - ・ 所持許可更新(新たな許可証の交付なし)申請手数料 (1件目:6,800円 2件目以降:4,400円)
 - ・ 講習会の受講手数料(初心者講習:6,900円 経験者講習:3,000円) ・ 射撃資格の認定手数料(1件目:9,300円 2件目以降:5,600円)
- 2 その他所要の改正を行う。(別表第13関係)
- 3 この条例は、令和4年3月15日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、公布の日から施行する。(附則)

【説明】

一般的なクロスボウ所持許可の申請手続(銃刀法第4条第1項第1号)



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区））

【議案提出の理由】

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「10億8,460万円」を「1億1,715万円」増額し、「12億175万円」に変更する。

【説明】

水産市場の整理・統合を推進し、安全・安心な水産物の安定供給体制の確立を図るため、糸満市に新たな高度衛生管理型荷捌施設を設置する。

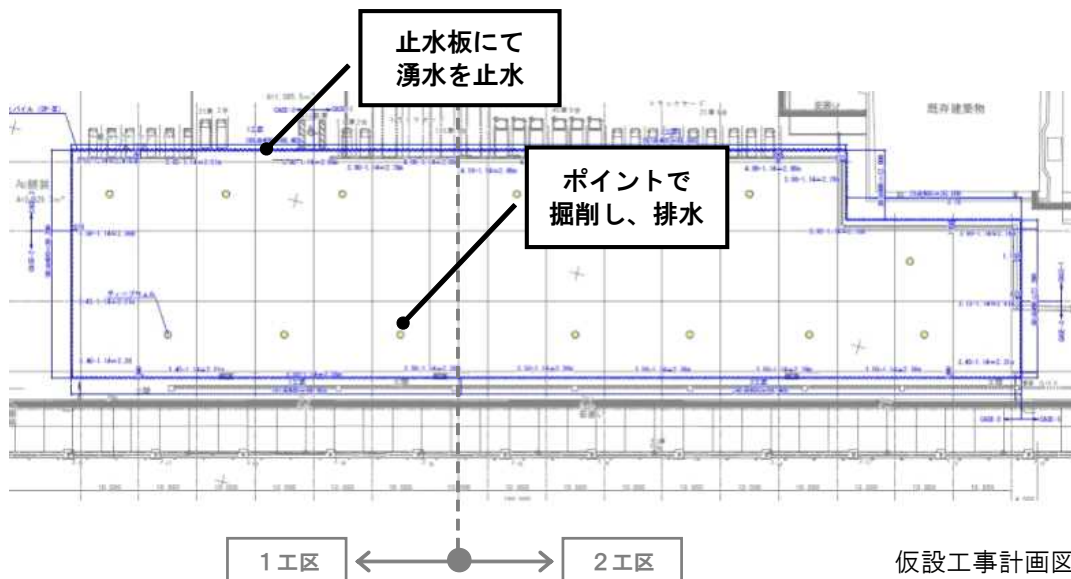
本工事は、高度衛生管理型荷捌施設新築工事の建築工事（1工区）である。

今回の変更は、杭の施工に伴う仮設工事の追加等により増額を行うものである。

1. 契約金額（変更前） 10億8,460万円
2. 契約金額（変更後） 12億175万円（+1億1,715万円）
3. 工期 自：令和2年12月22日 至：令和4年3月31日
4. 契約の相手方 株式会社基土木・株式会社山口建設・有限会社明城建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社基土木 代表取締役 仲宗根勇



敷地面積：24,600㎡
総事業費：36億円
用途：卸売市場（荷捌施設）
構造：鉄骨造2階建
延べ面積：3,040.82㎡（建築1工区）
（全体延べ面積：6,647.12㎡）
工期：令和2年12月22日～令和4年3月31日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区））

【議案提出の理由】

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「11億2,076万8千円」を「569万8千円」増額し、「11億2,646万6千円」に変更する。

【説明】

水産市場の整理・統合を推進し、安全・安心な水産物の安定供給体制の確立を図るため、糸満市に新たな高度衛生管理型荷捌施設を設置する。

本工事は、高度衛生管理型荷捌施設新築工事の建築工事（2工区）である。

今回の変更は、杭工事及び基礎コンクリート工事の精算等に伴い増額を行うものである。

1. 契約金額（変更前） 11億2,076万8千円
2. 契約金額（変更後） 11億2,646万6千円（+569万8千円）
3. 工 期 自：令和2年12月22日 至：令和4年3月31日
4. 契約の相手方 株式会社仲本工業・株式会社野原建設・米元建設工業株式会社特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社仲本工業 代表取締役 仲本豊



建物外観

敷地面積：24,600㎡
総事業費：36億円
用途：卸売市場（荷捌施設）
構造：鉄骨造2階建
延べ面積：3,606.30㎡（建築2工区）
（全体延べ面積：6,647.12㎡）
工期：令和2年12月22日～令和4年3月31日



地中梁
(基礎コンクリート)

建築2工区

基礎コンクリート工事施工状況

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第9号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

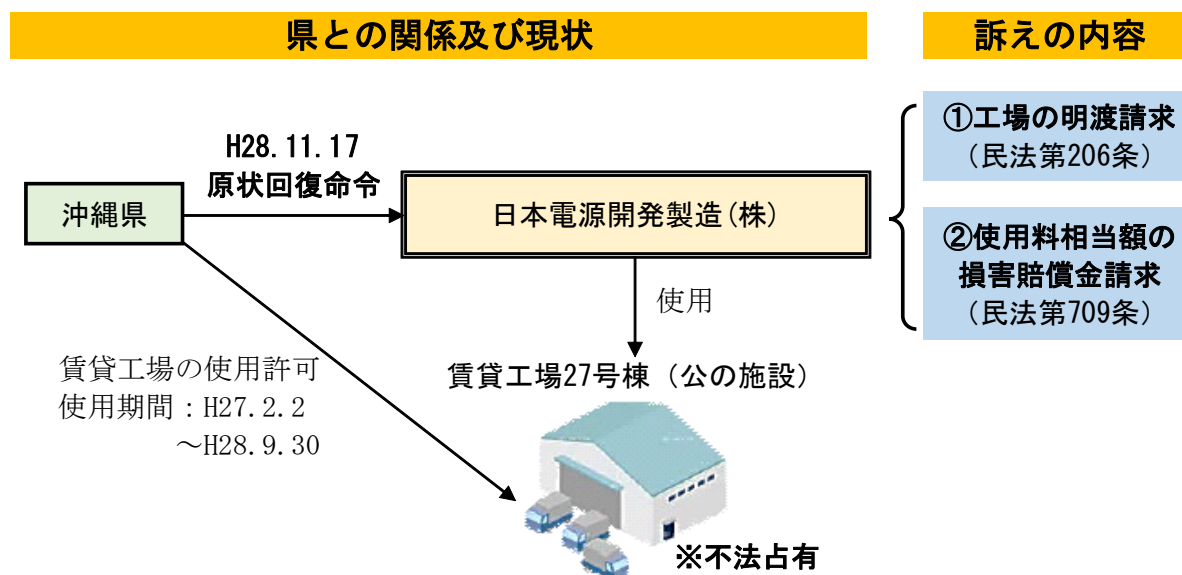
建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 日本電源開発製造株式会社は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場27号棟（以下「本件建物」という。）の使用許可を受けて、平成27年2月2日から本件建物を使用していたが、施設使用料を期限までに支払わなかったことから、平成28年9月30日に使用期間が終了した。
- 2 これにより、県は、平成28年11月17日に、同社に本件建物に係る原状回復命令書を発出し、同年12月9日までに本件建物内の工具、事務機器、備品等（以下「物品」という。）を撤去するよう求めたが、同社は物品を放置し、不法占有を続けている。
- 3 県は、同社に対して、本件建物を明け渡すよう求めてきたが、同社がこれに応じないため、本件建物の明渡し及び不法占有の期間に係る使用料相当額の支払を求める訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

【説明】

- 1 被告 うるま市勝連南風原5192-36 27号棟 日本電源開発製造株式会社
- 2 請求の趣旨 次の判決及び仮執行の宣言を求める。
 - (1) 被告は、原告に対し、本件建物を明け渡せ。
 - (2) 被告は、原告に対し、原状回復期限の翌日から本件建物の明渡しの日まで、1月当たり550,000円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。



提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について

【議案提出の理由】

離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用について和解をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 県と西日本電信電話株式会社（以下「NTT沖縄支店」という。）は、離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した県の海底光ケーブル等を利用した電気通信役務の提供及び関連施設の保守運用業務に関して、基本協定書及び貸付契約を締結し、協力して離島の振興及び定住条件の整備等を図っている。
- 2 平成30年7月3日、沖縄島と多良間島間の海底光ケーブルの切断事故が発生し、NTT沖縄支店が緊急的に復旧工事を行った。その後、切断事故は人為的な力によるものと考えられたため、県は第十一管区海上保安本部に被害届を提出した。
- 3 復旧工事に要した費用については、NTT沖縄支店が海底光ケーブルの所有者である県に負担を求めたのに対し、県は、海底光ケーブルの貸し付けは使用貸借に相当し直ちに応ずることができないとして協議が難航する一方で、令和2年3月、第十一管区海上保安本部から切断事故に関する証拠が不十分なため立件は困難との報告があり、第三者への請求も難しくなった。
- 4 令和2年4月、NTT沖縄支店が那覇簡易裁判所に県に対し6,090万7,680円の支払いを求める調停を申立て、4回の調停を行ったが不成立となった。
- 5 調停不成立後も、県は、NTT沖縄支店と協議を続け、離島地区情報通信基盤整備推進事業の意義、切断事故は双方の責めに帰すべき事由によるものでないこと等を確認し、NTT沖縄支店が県に求める6,090万7,680円を相互に等しく負担することとした。また、これを踏まえ、県がNTT沖縄支店に対し、3,045万3,840円を支払うことを内容とする和解をすることとしたい。

【説明】



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について

【議案提出の理由】

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 原告は、平成27年4月から同年8月まで、当時原告の直属の上司であった加害職員から指導の名目で暴行等を受けたことにより、抑うつ状態及び適応障害が生じたとして、平成31年4月17日付けで、県及び加害職員に損害賠償を求め、那覇地方裁判所に提訴した。
- 2 県は、従前各種のハラスメント防止対策を講じていたことから、安全配慮義務違反は認められないこと等を主張してきたが、裁判所は、加害職員の暴行及び暴言が主たる要因となって原告の心身に故障が生じたことに鑑み、県は加害職員の暴行等について一定の責任を負うものとして、和解金450万円の支払義務があること及び今後ハラスメントの発生防止に努めるものとする事並びに本件事案の全面的な解決を図るため、被告相互間において想定される求償関係を踏まえ、当該和解金の負担額を、県にあっては300万円、加害職員にあっては150万円とすることを内容とする和解を勧告した。
- 3 2を踏まえ、県は、原告に対し本件和解金として450万円の支払義務があることを認めること等を内容とする和解をする必要がある。

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第12号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 平成29年に県立南部医療センター・こども医療センターで発生した医療事故に関して、患者と訴訟上の協議を行っていたが、合意に達した。
- 2 この医療事故に対する和解のための損害賠償の額を定める。

【説明】

経緯

- 1 平成29年11月14日、県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、ろうと きょう漏斗胸きょうくうきょう か きょうこつきよじょうじゅつの矯正を希望した患者に対して、胸腔鏡下胸骨挙上術が行われたが、その際に患者の右心房を損傷した。
- 2 そのため、緊急開胸手術を行わざるを得なくなり、胸部に線状痕を残すこととなった。
- 3 同患者と損害賠償について訴訟上の協議を行っていたが、沖縄県議会の議決を得ることを条件として、損害賠償額650万円で合意に達した。
- 4 損害賠償額は、後遺障害慰謝料290万円、入通院慰謝料193万円及びその他167万円で、総額は650万円である。

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第13号議案 指定管理者の指定について（おきなわ工芸の杜）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 おきなわ工芸の杜
- 2 指定管理者となる団体 おきなわ工芸の杜共同企業体
代表者 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内
株式会社沖縄TLO
那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄
ダイケン
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 2者
- 2 指定管理料上限額 2億2,549万9千円

(参考)

●施設概要

- 1 敷地面積 9,787㎡
- 2 構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- 3 延べ面積 9,162㎡
- 4 施設概要 貸し工房、体験工房、展示室等の用途構成
- 5 供用開始 令和4年4月1日

おきなわ工芸の杜（豊見城市字豊見城）



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第14号議案 指定管理者の指定について（沖縄バイオ産業振興センター）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄バイオ産業振興センター
- 2 指定管理者となる団体 バイオ産業振興センター運営共同体
代表者 うるま市字州崎7番地7 一般社団法人トロピカルテクノプラス
那覇市久米2丁目16番25号 ヤシマ工業株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 9,200,000円

(参考)

- 1 現指定管理者 バイオ産業振興センター運営共同体
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス
ヤシマ工業株式会社
- 2 現指定管理期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

- 機能 事業支援室 15室
研究室 14室
実証棟 2室

- 入居企業 16社（R3.9.30現在）
沖縄特有の資源を活かした健康食品の開発を行う企業や医療機器の開発・加工を行う企業等

沖縄バイオ産業振興センター



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第15号議案 指定管理者の指定について（県民広場地下駐車場）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

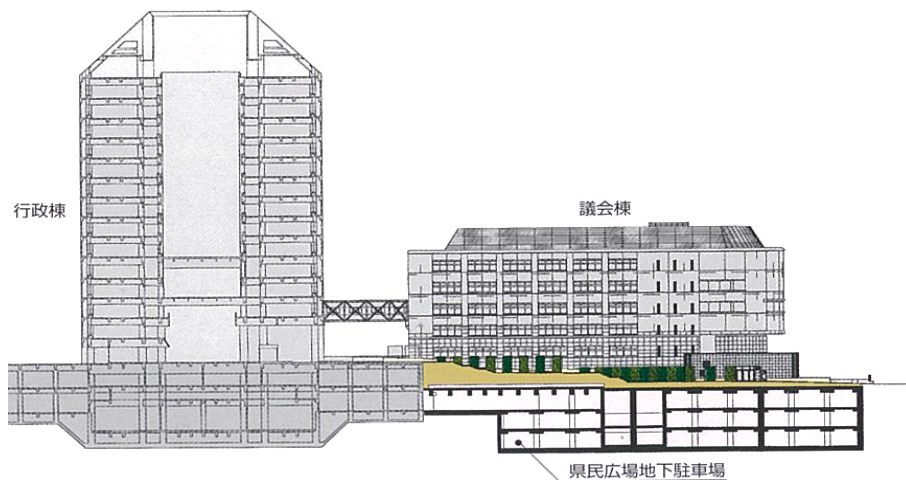
【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 指定管理料なし
- 3 固定納付金 令和4年度5,179万9千円 令和5年度5,798万6千円
令和6年度6,461万1千円

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社沖縄ダイケン
- 2 現指定管理期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

県民広場地下駐車場（那覇市泉崎）



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第16号議案 指定管理者の指定について（金武湾港宇堅海浜公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 金武湾港宇堅海浜公園
- 2 指定管理者となる団体 うるま市石川東恩納62番地ユタカアパート1F
株式会社丸将
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 3者
- 2 指定管理料上限額 指定管理料なし

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社 T・K企画
- 2 現指定管理期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

金武湾港宇堅海浜公園（うるま市宇堅）

(指定管理施設写真等)



【主な施設】

- ・ビーチ(海浜)延長450m
- ・駐車場252台
- ・中央更衣室棟、南側更衣室棟
- ・東屋9箇所

【周辺主要施設】

- ・具志川環状線(一般県道)
- ・金武湾港(天願地区)

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第17号議案 指定管理者の指定について（中城湾港安座真海浜公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 中城湾港安座真海浜公園
- 2 指定管理者となる団体 安座真海浜公園運営企業体
代表者 沖縄市比屋根二丁目15番2号
おきなわスポーツイノベーション協会株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 指定管理料なし

(参考)

- 1 現指定管理者 一般社団法人 南城市観光協会
- 2 現指定管理期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

中城湾港安座真海浜公園（南城市知念字安座真） （指定管理施設写真等）



【主な施設】

- ・ビーチ(海浜)延長460m
- ・駐車場335台
- ・管理事務所棟、休憩所棟、中央更衣室棟、東側更衣室棟
- ・東屋12箇所

【周辺主要施設】

- ・中城湾港（安座真地区）
- ・国道331号（一般国道 直轄）

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第18号議案 指定管理者の指定について（てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

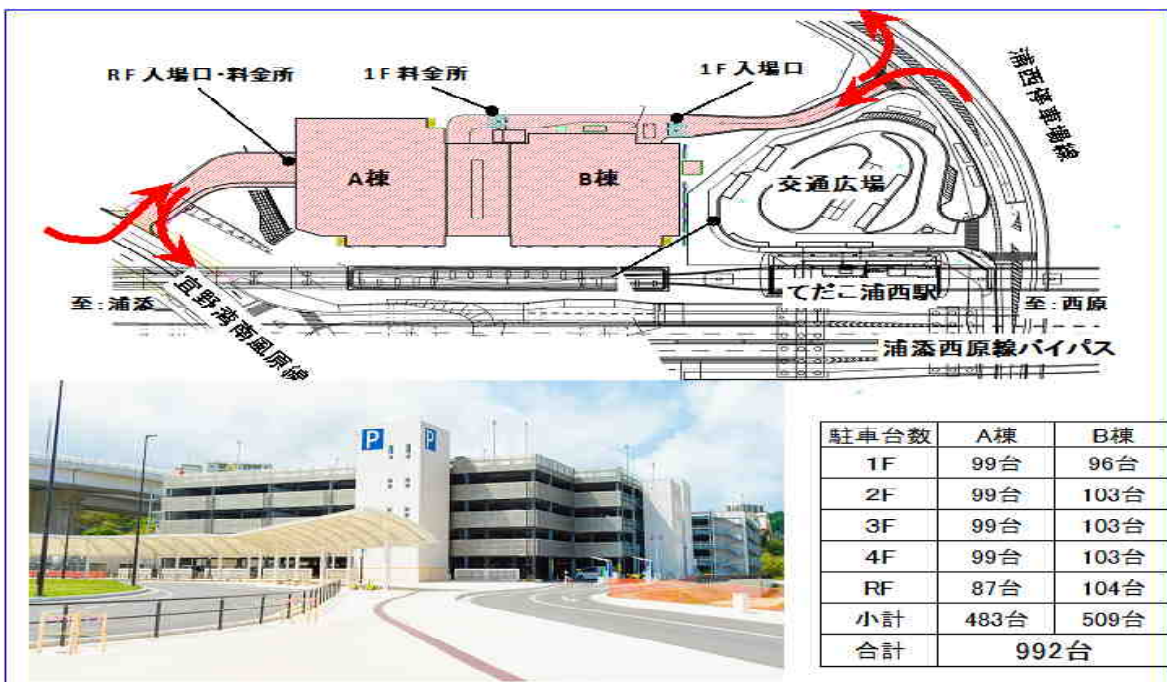
【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 指定管理料なし
- 3 固定納付金 令和4年度なし 令和5年度529万7,000円
令和6年度1,065万円

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社沖縄ダイケン
- 2 現指定管理期間 令和元年9月11日から令和4年3月31日まで

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場（浦添市前田）



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第19号議案 当せん金付証券の発売について

【議案提出の理由】

公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和4年度において本県が発売する当せん金付証券の発売限度額については、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

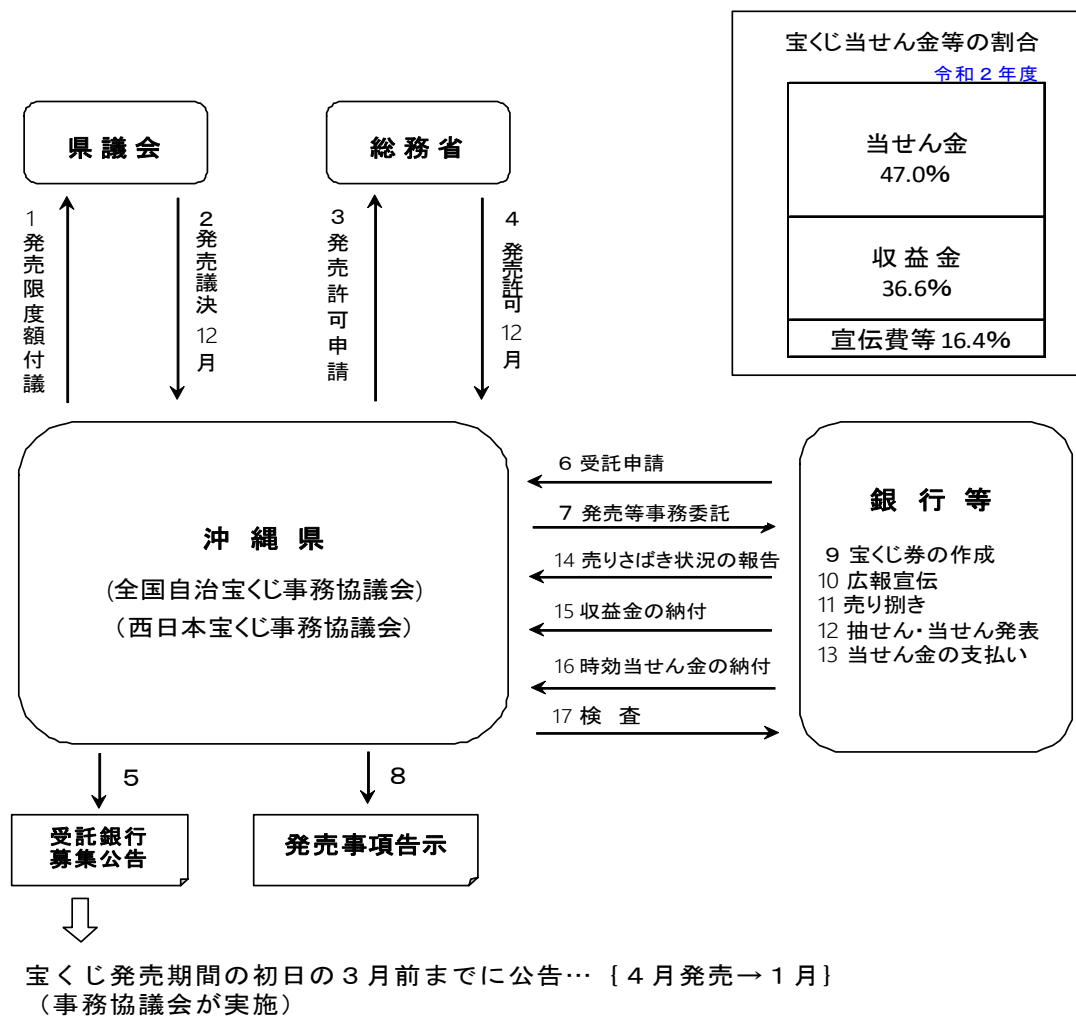
【議案の概要】

令和4年度に発売する当せん金付証券（宝くじ）の発売限度額の議決を求めるもので、限度額を160億円とする。

【説明】

宝くじ発売フロー

・ 地方財政法第32条



(参考) 令和3年度の発売限度額 153億円

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について

【議案提出の理由】

公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

定款の別表第2では、沖縄県が出資する建物及び建物の延床面積等を記載しており、研究・福利棟については、物置（5.26㎡）を含めて表記している。

公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めるにあたり、不動産鑑定を行ったところ、登記では研究・福利棟の物置の面積が除かれており、当該鑑定は登記に基づき行われるため、定款の研究・福利棟の延床面積を変更する必要がある。

【説明】

< 研究・福利棟の延床面積 >

	〈現行〉 研究・福利棟		〈変更後〉 研究・福利棟
3 F	1,002.06㎡		3 F 1,002.06㎡
2 F	1,077.99㎡		2 F 1,077.99㎡
1 F	1,029.06㎡	物置 5.26㎡	1 F 1,023.80㎡
地下1 F	32.82㎡		地下1 F 32.82㎡
延床面積	3,141.93㎡		延床面積 3,136.67㎡

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて

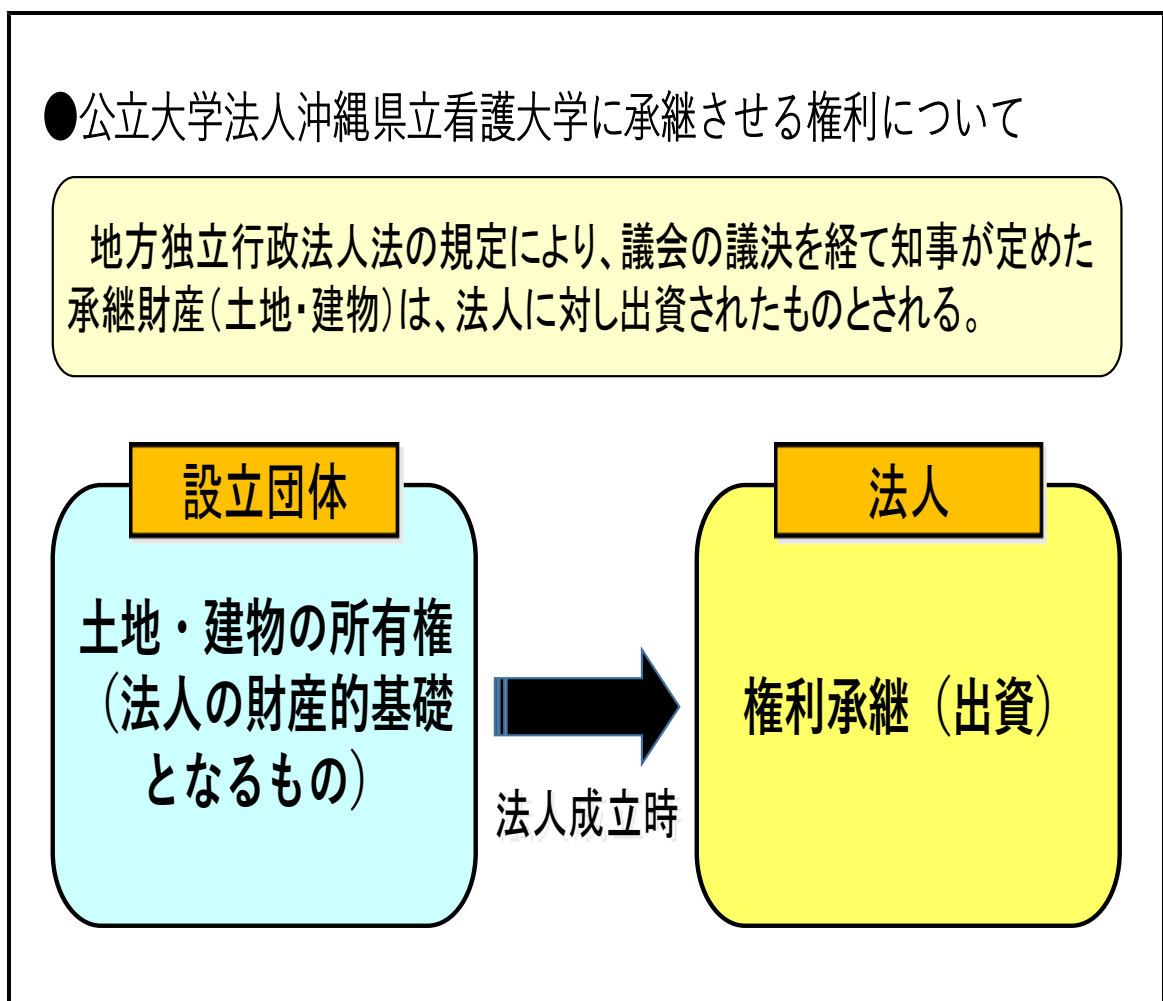
【議案提出の理由】

公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めるためには、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

長期間、安定的に法人の財産的基礎となる土地及び建物の所有権を公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利として定めることについて、地方独立行政法人法第66条第1項及び地方独立行政法人法施行令第18条の規定により、議会の議決を求める。

【説明】



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会委員1人が令和3年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会における会議によって決定される。

2 沖縄県教育委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
金城 弘昌（教育長）	R02.04.01～R04.03.31	
照屋 尚子（委員） （教育長職務代理者）	H30.01.01～R03.12.31	任期満了
上原 勝晴（委員）	H30.07.15～R04.07.14	
山里 清（委員）	H31.04.05～R05.04.04	
藏根 美智子（委員）	R02.01.01～R05.12.31	
小濱 守安（委員）	R03.01.01～R06.12.31	

3 委員の活動状況について（令和2年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 1回
- (3) 総合教育会議・・・・・・・・ 1回
- (4) 勉強会・・・・・・・・・・ 26回
- (5) 学校等視察・・・・・・・・・・ 9回
- (6) 関係団体との意見交換・・・・ 8回
- (7) 研修参加・・・・・・・・・・ 8回
- (8) その他（式典、外部会議等）・ 6回